

洲本市省エネエアコン購入促進補助金交付申請兼請求書

洲本市長 様

令和8年度洲本市省エネエアコン購入促進補助金の交付に係る洲本市補助金等交付規則の特例に関する規則第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請及び請求をするとともに、裏面に記載する事項について表明し、保証します。

1 申請（請求）事項（下の項目を全て記入してください。）

(1) 申請者

フリガナ		生年月日	
申請者氏名	Ⓜ	電話番号	
住所	〒		

(2) 購入した省エネエアコン

購入した省エネエアコン				金額（税抜）※
メーカー		製造番号		円 ※工事代を含む。
型番		購入日		
補助対象経費				円
補助申請額 = 補助対象経費 × 1 / 5 (上限2万円、1,000円未満切捨て)				円

※クーポンやポイントの利用等による割引、値引き後の金額を記載してください。

(3) 振込先口座

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協		支店・本店 支所・出張所
預金種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人	(申請者本人名義の口座)		

2 表明保証事項

- (1) 洲本市補助金等交付規則及び令和8年度洲本市省エネエアコン購入促進補助金の交付に係る洲本市補助金等交付規則の特例に関する規則の規定を遵守すること。
- (2) 洲本市補助金等交付規則第17条の規定により補助金の交付の決定を取り消され、同規則第18条の規定により補助金の返還を求められた場合は、直ちにこれを返還すること。
- (3) 自己又は自己と同一の世帯に属する者が暴力団員等（洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）ではないこと。